

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

訓令 甲

告 示

○庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(企画総務課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者就業・生活支援センターの指定	(雇用対策課)	二
○土地改良区の合併認可	(農村振興課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定		四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定		四
○定期監査等の結果の公表		五

公安委員会

○警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号) 附則第五条に規定する審査の実施
正 誤
○宮城県公報平成二十二年号外第二一九号中

訓令 甲

○宮城県訓令甲第十二号
庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年四月二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
庁議の設置及び運営に関する規程(昭和四十年宮城県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「部長」の下に「、会計管理者」を加える。
附 則
この訓令は、平成二十二年四月二日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百十一号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十二年四月二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 栗原文化事業協会
一 代表者の氏名 近藤 宗志
二 主たる事務所の所在地 栗原市若柳字川北欠四十番地
三 定款に記載された目的 この法人は、快適なまちづくりが人間にとっての最大の文化活動であるとし、市民参加による芸術文化の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
四 申請のあった年月日 平成二十二年三月十九日
○宮城県告示第三百十二号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険川崎病院	柴田郡川崎町大字前川字北原二二三・一	平成二十二年三月十七日	平成二十五年三月十六日

○宮城県告示第三百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十二年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇八〇〇一五	多機能型施設 第二虹の園 角田市佐倉字町裏一番六十三番地	就労移行支援B 型	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十二年四月一日
○四二〇八〇〇三一	多機能型施設 虹の園 角田市佐倉字町裏一番六十三番地	就労移行支援B 型	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十二年四月一日
○四二〇八〇〇一三〇	多機能型施設 第三虹の園 角田市角田字中島上	就労移行支援B 型	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十二年四月一日

○四二二二〇三七二

二百十三
在宅障害者多機能支援施設ラポラーレ登米市迫町新田字対馬五十一・七

生活介護
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援A
就労継続支援B

社会福祉法人
ふれあいの里

平成二十二年
四月一日

○四二二六〇〇一八一

工房 歩歩
宮城県利府町沢乙東三番三

就労継続支援B
型

社会福祉法人
宮城厚生福祉会

平成二十二年
四月一日

○四二五二〇一〇五四

くるみの木
仙台市青葉区小田原四丁目一・二

就労継続支援B
型

社会福祉法人
仙台市手をつなぐ育成会

平成二十二年
四月一日

○四二五五〇〇七〇一

すまいる作業所
仙台市泉区南光台東三丁目十一・三十五

生活介護
就労継続支援B
型

特定非常生活
動法人コスモ
スクラブ

平成二十二年
四月一日

○宮城県告示第三百十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三条の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十二年四月一日

二 指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地

1 名称 社会福祉法人洗心会

2 住所 気仙沼市唐桑町只越三百六十六番地五

3 事務所の所在地 気仙沼市錦町二丁目五番十号（気仙沼市総合市民福祉センター）内

○宮城県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、巨理土地改良区及び巨理郡坂元土地改良区の合併を平成二十二年四月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一定款を変更して合併後存続する土地改良区

二 合併により解散する土地改良区
 巨理郡坂元土地改良区

○宮城県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道
 二 路線名 三百九十八号
 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎三三〇番二地先から同市同町橋浦字南釜谷崎三四六番四地先まで	敷地の幅員（メートル） 八・五 一三・五	敷地の幅員（メートル） 八・五
	敷地の延長（メートル） 四四〇・〇	敷地の延長（メートル） 四四〇・〇

○宮城県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 大衡駒場線
 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考

黒川郡大衡村松の平三丁目四番二九地先から同郡同村松の平三丁目五番三地先まで	前	後	みなし供用
	一六・〇 三三・〇	一六・〇 四〇・〇	
	一三〇・〇	一三〇・〇	

○宮城県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎三三〇番二地先から同市同町橋浦字南釜谷崎三四六番四地先まで	平成二十二年四月十二日

○宮城県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字鑑沢一七番一地从先から同郡同村松の平三丁目四番一一地先まで	平成二十二年四月二日

○宮城県告示第三百二十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十二年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 桜ヶ丘二丁目地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百三十二号

巨理土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定により、平成二十二年四月一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 土井 敏

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年四月二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市愛鳥笠島字市八十五番三及び百五十五番

名取市愛鳥笠島字市十五番地の一

高橋 清

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年四月二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大塩字裏沢百十五番一、百十五番四及び百十六番三

東松島市大塩字裏沢百十五番地四

企 業 局

土井 利三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年四月二日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム(単価契約)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社十全チバフク仙台支店 仙台市青葉区一番町一丁目一番三十一号

五 落札金額 三万六千三百円(一トン当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年二月九日

病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年四月二日

病院事業管理者 木 村 時 久

一 落札案件及び数量 宮城県循環器・呼吸器病センター及び精神医療センター医療情報システム一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 小泉薬品・ソフトマックス企業連合企業連合構成員

1 小泉薬品 株式会社 仙台市若林区卸町三丁目四番七号

2 ソフトマックス 株式会社 鹿児島県鹿児島市上之園町二十五番地一

五 落札金額 三億九千七百九十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価方式一般競争入札

七 入札の公布を行った日 平成二十二年一月十九日

監査要覧

2145号

○宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成22年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成22年4月2日

宮城県監査委員	内 海 大
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

地方機関

○総務部

公文書館

気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）

消防学校

○環境生活部

保健環境センター

動物愛護センター

○保健福祉部

東部児童相談所

リハビリテーション支援センター

精神保健福祉センター

視覚障害者情報センター

○経済商工観光部

大阪事務所

東部地方振興事務所

東部地方振興事務所登米地域事務所

気仙沼地方振興事務所

計量検定所

白石高等技術専門学校

大崎高等技術専門学校

宮城障害者職業能力開発校

○農林水産部

農業・園芸総合研究所（農業実践大学校を含む）

古川農業試験場（農業実践大学校農産学部含む）

病害虫防除所

仙台家畜保健衛生所

畜産試験場（農業実践大学校畜産学部含む）

王城寺原補償工事事務所

林業技術総合センター

水産技術総合センター

○土木部

北部土木事務所

北部土木事務所栗原地域事務所

東部土木事務所

東部土木事務所登米地域事務所

石巻港湾事務所

中南部下水道事務所

仙台地方土木総合事務所

大崎地方土木総合事務所

栗原地方土木総合事務所

仙台港背後地土地区画整理事務所

○教育庁

大河原教育事務所

仙台教育事務所

北部教育事務所

東部教育事務所

東部教育事務所登米地域事務所

教育研修センター

1月26日

2月19日

3月3日

2月26日

1月12日

2月12日

2月18日

3月12日

2月26日

1月21日

2月8日

1月26日

2月10日

2月10日

1月22日

1月19日

2月9日

2月12日

2月16日

2月8日

2月9日

1月21日

2月19日

3月2日

2月19日

3月8日

3月1日

1月19日

平成22年4月2日

(5)

特別支援教育センター	1月5日	貞山高等学校	3月8日
美術館	2月8日	農業高等学校	3月1日
多賀城跡調査研究所	2月17日	柴田農林高等学校	3月9日
東北歴史博物館	2月17日	伊具高等学校	2月15日
仙台第一高等学校	3月1日	河南高等学校	3月2日
仙台第三高等学校	3月1日	南郷高等学校	3月1日
角田高等学校	2月12日	上沼高等学校	3月2日
古川高等学校	2月12日	米山高等学校	3月1日
第二女子高等学校	2月9日	本吉響高等学校	3月2日
第三女子高等学校	3月1日	水産高等学校	1月26日
白石女子高等学校	3月8日	気仙沼向洋高等学校	3月3日
石巻好文館高等学校	3月11日	米谷工業高等学校	3月2日
古川黎明高等学校	2月26日	石巻商業高等学校	3月12日
松島高等学校	3月12日	第二工業高等学校	3月12日
村田高等学校	3月9日	盲学校	3月2日
岩出山高等学校	3月1日	船岡養護学校	3月1日
田尻高等学校	2月9日	拓桃養護学校	3月12日
佐沼高等学校	2月12日	西多賀養護学校	3月2日
志津川高等学校	3月1日	山元養護学校	3月5日
泉高等学校	2月19日	金成養護学校	3月12日
仙台向山高等学校	3月2日	角田養護学校	3月2日
多賀城高等学校	3月2日	石巻養護学校	3月2日
仙台南高等学校	3月3日	古川養護学校	2月9日
名取北高等学校	3月1日	養護学校小牛田高等学園	3月1日
松山高等学校	3月1日	養護学校岩沼高等学園	1月14日
仙台西高等学校	3月5日	古川黎明中学校	2月26日
宮城広瀬高等学校	3月9日	○警察本部	
柴田高等学校	3月1日	南三陸警察署	1月28日
仙台東高等学校	3月1日	2 監査結果	
富谷高等学校	3月2日	平成20年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣	
迫桜高等学校	3月12日	旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額	
現年度分	97,824,093円
過年度分	165,872,646円
合 計	263,696,739円
・ H19年度収入未済額	
現年度分	88,593,568円
過年度分	146,420,056円
合 計	235,013,624円

公安委員会

宮城県公安委員会告示第49号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成22年4月2日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 審査に係る警備業務の種類及び級

- (1) 検定期則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定期則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定期則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警

備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定期則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定期則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

- (1) 前記1に掲げる警備業務の種類に係る1級の審査
平成22年5月21日（金）午前9時30分から午後1時まで
- (2) 前記1に掲げる警備業務の種類に係る2級の審査
平成22年5月21日（金）午後1時30分から午後5時まで

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種類ごとに1級及び2級それぞれ20人

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和16年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

<p>(6) 空港保安警備業務 2 級 旧検定の空港保安警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(7) 施設警備業務 2 級 旧検定の常駐警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(8) 交通誘導警備業務 2 級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務 2 級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>6 審査内容</p> <p>審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 審査申請手続</p> <p>(1) 審査申請の受付期間 平成22年4月16日（金）から同月30日（金）までの土・日曜日・祝日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は、期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所地を有する者 住所地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所地を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>エ 前記アからウのいずれにも該当しない者で、宮城県公安委員会から旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p>	<p>ア 審査申請書（検定期則別記様式） 1 通</p> <p>イ 旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1 通</p> <p>ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 1 葉</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、宮城県内の住所地を疎明する書面 1 通</p> <p>(イ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通</p> <p>(ウ) 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課に提出する者は、住所地を疎明する書面 1 通</p> <p>(4) 審査手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第 2 条第 1 項の表第70の 2 項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。 なお、既納の審査手数料は還付しない。</p> <p>8 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。</p> <p>9 その他 審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線 3184）</p>
<p>旭 科 科 課</p>	<p>旭 課</p> <p>○旭警察署公報係 電話 211,066 211,354 〒981-8501 宮城県仙台市青葉区中央 1-1-1 旭警察署生活安全課 電話 211,938</p>
<p>平成22年4月2日</p>	<p>旭警察署生活安全課</p>